

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長 〕

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

令和 8 年度税制改正の大綱（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行った医療法人（以下「認定医療法人」という。）の認定及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人（以下「特定医療法人」という。）の承認の要件（以下「認定要件等」という。）について、所要の見直しを行うこととなりました。

これに伴い、本年 3 月 31 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年厚生労働省令第 72 号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 176 号。以下「税改改正告示」という。）が告示されました。

また、医療法人が附帯業務として行うことができる第二種社会福祉事業として、乳児等通園支援事業を追加することとし、これに伴い、本年 3 月 24 日付けで、「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 108 号。以下「社福改正告示」という。）が告示されました。

この省令等の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令及び税改改正告示について

- 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）においては、社会医療法人及び認定医療法人について、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）においては、特定医療法人について、認定要件等の一つとして、「自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額について、社会保険診療報酬と同一の基準により計算することとする要

件」(以下「本要件」という。)が課されている。

- 本要件について、特定外国人患者(※1)に対して請求する診療報酬の額にあつては、「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額(※2)から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えない金額であること」とする。

※1 自費患者である外国人であつて、以下に該当しない者とする。

- ・健康保険法及び船員保険法の規定による被保険者及び被扶養者
- ・国民健康保険法の規定による被保険者
- ・国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員及び被扶養者
- ・私立学校教職員共済法の規定による加入者及び被扶養者
- ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

※2 健康保険法第76条第2項の規定により算定される額(療養の給付に関する費用)、同法第85条第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額(入院時食事療養費)及び同法第85条の2第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額(入院時生活療養費)の算定の対象となる給付に係るものに限る。

第3 社福改正告示について

- 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業(平成10年厚生省告示第15号)第1項第2号においては、医療法(昭和23年法律第205号)第42条第1項第7号の規定に基づき、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業のうち、医療法人が附帯業務として行うことができる事業が規定されている。
- 令和7年4月1日に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の一部が施行されたことにより、第二種社会福祉事業として乳児等通園支援事業が実施されている。
- ついては、医療法人が乳児等通園支援事業を受託する事業者となりうることから、医療法人が附帯業務として行うことができる第二種社会福祉事業として、乳児等通園支援事業を追加する。

第4 施行期日等

改正省令は、令和8年4月1日から施行すること。また、税改改正告示及び社福改正告示についても令和8年4月1日から適用すること。

第5 関係通知の改正

改正省令等の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

○厚生労働省告示第百八号
 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。
 令和八年三月二十四日
 厚生労働大臣 上野賢一郎
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業 一 (略) 二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの イ・ロ (略) ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業	1 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業 一 (略) 二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの イ・ロ (略) ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業

2

二〇力 (略)

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを営营する事業及び児童の福祉の増進について相談に應ずる事業

2

二〇力 (略)

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを営营する事業及び児童の福祉の増進について相談に應ずる事業

○厚生労働省令第七十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第六号及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三四項第四号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
	<p>（社会医療法人の認定要件）</p> <p>第三十条の三十五の三 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（社会医療法人の認定要件）</p> <p>第三十条の三十五の三 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 （略）</p>

<p>二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。)に対し請求する金額(二に規定する特定外国人患者請求額を除く。)が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p> <p>二 特定外国人患者(自費患者である外国人であつて医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定による被保険者等(健康保険法及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による加入者及び被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者をいう。)でない者をいう。)に対し請求する診療報酬の額(健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される額、同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の算定の対象となる給付に係るものに限る。)(第五十七条の二第一項第二号において「特定外国人患者請求額」という。)が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に三を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(運営に関する要件)</p> <p>第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自費患者に対し請求する金額(特定外国人患者請求額を除く。)が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p> <p>ハ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に三を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
	<p>二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(運営に関する要件)</p> <p>第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p> <p>(新設)</p> <p>ハ (略)</p> <p>2 (略)</p>

附則
この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第七十六号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十九条の二十五第一項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成十五年厚生労働省告示第四百四十七号)の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

第一条 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務

大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号二に規定する特定外国人患者請求額（ハにおいて「特定外国人患者請求額」という。）を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
ハ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に三を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。

二 二・ホ (略)

第一条 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務

大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

(新設)

二 二・二 (略)